

神奈川県観光振興計画の現状と令和3年度の対応

1 条例の規定（第15条第1項）

知事は、第10条から前条までに定める観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光の振興に関する基本的な計画（観光振興計画）を定めなければならない。

2 現状

- (1) 第1期計画（2010年4月～2013年3月）
- (2) 第2期計画（2013年4月～2016年3月）
- (3) 第3期計画（2016年4月～2019年3月）※2017年11月 一部見直し
- (4) 第4期計画（2019年4月～2022年3月）

ラグビーワールドカップ2019TM及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を迎えるなど、観光をめぐる環境の変化に対して、総合的かつ計画的に観光施策を推進していくため、2019年3月に改定を行った。

3 令和3年度の対応

新型コロナウイルス感染症の観光への影響の全体像を把握できないことなどを踏まえ、計画の改定を1年間延期し、令和4年度中に改定を行う。

なお、条例上、計画を定めなければならないとされていることを踏まえ、現行計画の計画期間を1年間延長する。